

山梨県立こころの発達総合支援センター診療等総合システム構築業務委託

に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和元年9月12日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

山梨県立こころの発達総合支援センター診療等総合システム構築業務委託

(2) 委託内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年3月27日（金）まで

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年山梨県告示第64号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会

(郵便番号) 400-8501  
(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当  
(電話番号) (055) 223-1395

- (4) 次に掲げる条件を備える者を技術者として配置できること。
- ア 管理技術者(業務全体に責任を持つ技術者をいう。)は、情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成9年通商産業省令第47号。以下「省令」という。)に規定するプロジェクトマネージャ試験に合格した者又は同等以上の能力を有する者であること。
- イ 担当技術者(管理技術者のもとで業務の部門ごとの責任を持つ技術者をいう。)は、本業務にかかる知識を有する者であること。
- ウ 管理技術者及び担当技術者は、それぞれ兼務することができる。
- (5) 日本国内の診療所又は病院における、診療記録、医事会計及び生理・検体等検査オーダーが連携したシステムの構築業務の契約実績があること。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 400-8501  
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階  
山梨県子育て支援局子ども福祉課拠点整備担当  
電話番号 055-223-1449
- (2) 入札説明書の交付方法  
この公告の日から令和元年9月20日(金)までの、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法  
この公告の日から令和元年9月24日(火)までの、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所に提出する。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
令和元年9月27日(金)午後2時  
甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県庁 本館5階 福祉保健部会議室
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行

った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 最低制限価格

設定しない

(3) 入札保証金

免除（山梨県財務規則第108条の2第2号）

(4) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 違約金の有無

有

(7) その他詳細は入札説明書による。